

農林水産省政策評価基本計画新旧対照表（案）

新基本計画	現 行
<p>基本理念</p> <p>平成13年1月の中央省庁等改革に際し、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果を政策に適切に反映する（中央省庁等改革基本法第4条第6号）との観点から、国の行政機関は、内閣の統括の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行うこととされた（国家行政組織法第2条第2項）。また、このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、平成13年6月に、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「<u>法</u>」という。）が制定された。</p> <p>政府は、この法律の下で、行政機関の政策について、適時にその効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進しているところである。</p> <p>農林水産省においては、このような全政府的取組に先立ち、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法の下で、食料・農業・農村基本計画に基づく施策を本格的に展開する平成12年度から、農政改革の一環として、全省的に政策評価に取り組んでいる。</p> <p>（同右）</p>	<p>基本理念</p> <p>平成13年1月の中央省庁等改革に際し、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果を政策に適切に反映する（中央省庁等改革基本法4条第6号）との観点から、国の行政機関は、内閣の統括の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行うこととされた（国家行政組織法第2条第2項）。また、このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、平成13年6月に、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「<u>政策評価法</u>」という。）が制定された。</p> <p>今後、政府は、この法律の下で、行政機関の政策について、適時にその効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していく必要がある。</p> <p>農林水産省においては、このような全政府的取組に先立ち、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法の下で、食料・農業・農村基本計画に基づく施策を本格的に展開する平成12年度から、農政改革の一環として、全省的に政策評価に取り組むことを決定し、平成13年7月に、平成12年度に講じた政策について、他の府省に先駆け、その評価結果を公表したところである。</p> <p>これは、我が国の食料供給力の低下、過疎化・高齢化による農山漁村の活力の低下に対応して、安全な食料を合理的な価格により安定的に消費者に供給するとともに、農林水産業及び農山漁村の多面的機能が発揮され、国民生活の安全・安心が確保されるよう、政策の再構築を行ったことを背景とするものである。即ち、消費者、農林漁業者を含めた国民全体の視点に立った政策遂行をより重視する観点から、近年、農林水産政策の体系を</p> <p>農政分野では、食料・農業・農村基本法により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発</p>

(同右)

また、農林水産行政組織そのものを高い専門能力を有する機能的組織として発展させ、国民的視点に立った成果重視の行政を実現していく責務がある。このためには、国民的合意の下で、客観的な基準の下に政策の効果を継続的に評価し、その結果を政策の企画立案に反映するとともに、国民に対して、政策の目的や効果をよりわかりやすく説明することが必要である。

本農林水産省政策評価基本計画は、法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定)に基づき、農林水産省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項について定めるものである。

第1 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

展」、「農村の振興」という4つの基本理念の下に、
林政分野では、森林・林業基本法により、その政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の確保」という2つの基本理念の下に、
水産行政分野では、水産基本法により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」、「水産業の健全な発展」という2つの基本理念の下に、
それぞれ再構築し、これらの基本理念を実現するため食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画を策定し、具体的な政策目標を掲げるとともに、社会情勢等の変化に対応した効率的な政策運営を可能とするよう、政策の効果を定期的に検証し、その評価を踏まえ政策の見直しや改善を着実に図ることとしたことによるものである。

このような状況の下、農林水産行政に携わる者は、食料、農林水産業、農山漁村、森林という国民生活に直接影響を及ぼす幅広い行政分野を所掌することを強く認識し、農林水産政策の遂行に当たっては、企画立案過程や実施状況に関する透明性を高めつつ、国民に対する説明責任を果たしていく責務がある。また、農林水産行政組織そのものを高い専門能力を有する機能的組織として発展させ、国民的視点に立った成果重視の行政を実現していく責務がある。このためには、国民的合意の下で、客観的な基準の下に政策の効果を継続的に評価し、その結果を政策の企画立案に反映するとともに、国民に対して、政策の目的や効果を定量的かつ客観的に明らかにすることが必要である。

この政策評価に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、政策評価法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定)に基づき、農林水産省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項について定めるものである。

第1 計画期間

平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方 (同右)

(同右)

なお、農林水産省としては、政策評価に関する基本方針を踏まえ、政策評価の重点化・効率化を図りつつ、その着実な実施を図るとともに、評価手法の改良・開発等に努めるなど、政策評価に積極的に取り組むものとする。

(同右)

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方 農林水産省政策評価は、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施するものとする。

すなわち、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るためには、政策評価の結果の公表を通じて、国民に対して農林水産省の使命、政策の目標、政策の具体的内容や成果を明らかにし、農林水産行政の透明性を高める必要がある。

また、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を図るためには、政策評価を企画(Plan) - 実施(Do) - 評価(See)を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことを通じて、農林水産政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、行政サービスのユーザーとしての国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供できる効率的かつ効果的な政策運営を推進する必要がある。

さらに、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図るためには、政策評価を通じて、すべての農林水産省の職員が、その使命、政策目標等を再認識した上で、政策の企画立案及び実施に当たって、常に国民に対して行政サービスを提供した結果として実際にどのような成果がもたらされたかという観点からの行政運営を推進する必要がある。

このような政策評価の取組の中で、農林水産政策のあり方について国民から幅広く意見を聴取し、国民の声を農林水産政策の企画立案に活用していくことにより、ひいては国民本位の農林水産行政の信頼性の確立を図るよう努めるものとする。

なお、農林水産省としては、従来より政策評価法により評価を義務づけられた範囲を超えて政策評価を実施している現状に鑑み、今後とも、中央省庁等改革の精神に即して、引き続き、その着実な実施を図るとともに、評価手法の改良・開発等に努めるなど、政策評価に積極的に取り組むものとする。

食料・農業・農村基本計画等のほか、農林水産省が策定する公共事業関係計画についても、計画の達成によって、国民

2 政策評価の基本的な方式

(1) 農林水産省政策評価の評価方式は、次の3つを基本とする。

ア 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的(1年ごと)にその目標に対する実績を測定するもの。

イ(同右)

ウ(同右)

(注1) 各評価方式と法における「事前評価」及び「事後評価」の区分との対応関係は以下のとおり。

(同右)

(注2)(同右)

にどのような成果をもたらされるのか(アウトカム)に基づいた目標の設定を基本とし、その評価に積極的に取り組むものとする。

また、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)のように、政策評価法の特例が定められる場合は、その規定の趣旨に即し、政策評価に積極的に取り組むものとする。

2 政策評価の基本的な方式

(1) 農林水産省政策評価の評価方式は、次の3つを基本とする。

ア 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般にわたる主要施策を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的(1年ごと)にその目標に対する実績を測定するもの。

イ 総合評価

様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、時々的重要課題に対応して選択的かつ重点的に実施するもの。

ウ 事業評価

公共事業、研究開発など個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業ごとに事前、期中、完了後に評価・検証するもの。

(注1) 各評価方式と政策評価法における「事前評価」及び「事後評価」の区分との対応関係は以下のとおり。

実績評価：事後評価

総合評価：事後評価(総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ちうるが、本基本計画上は、便宜的に事後評価とする。)

事業評価：評価時点により事前評価、事後評価のいずれか(基本方針において、「事業評価方式」は事前評価に限定されているが、当省においてはこれを拡大適用し、期中・完了後についても適用することとする。)

(注2) 各方式による評価の実施に当たっては、政策評価の対象とする政策がどのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとし、その詳細は、「農林水産省政策評価実施計

(2) 実績評価については、継続的に施策の効果を測定・評価し、評価結果をすみやかに政策の企画立案に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民にわかりやすく示されることにより、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。農林水産政策は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されている。農林水産省としては当省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごと、実績評価を行うものとする。

(3) (同右)

(4) 事業評価については、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するものであり、農林水産省においては、従来から公共事業及び研究開発の分野で実施しているところである。これら公共事業等については、特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

(同右)

1 (同右)

画」(以下「実施計画」という。)を定める際に併せて示すものとする。

(2) 実績評価については、継続的に施策の効果を測定・評価し、評価結果をすみやかに政策の企画立案に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民にわかりやすく示されることにより、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。農林水産政策は、国民生活全般との関わりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されていることから、農林水産省としては全ての主要な農林水産行政分野について、実績評価を行うものとする。

(3) 総合評価については、時々々の課題に対応するために特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。農林水産省においては、従来からこのような施策の総合的な評価の取組として食料需給表などの統計分析のほか、制度改正時などにおける分析等を行っている。今後、政策評価として評価手法の開発等を行いつつ、適切なタイミングで総合的な評価の実施に取り組むこととする。

(4) 事業評価については、個々の事業(プロジェクト)の採否の決定や見直し等に資するものであり、農林水産省においては、既に、公共事業及び研究開発の分野で実施しているところである。これら公共事業等については、特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、政策評価法により評価を義務づけられなかったものも含め、引き続き、現行の取組を推進するものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

農林水産省政策評価においては、必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、必要に応じて公平性又は優先性の観点から評価を行うことを基本として、政策の特性、評価方式等に応じて適切な観点を選択する。なお、第2で述べた各評価方式について、概ね、以下の観点を基本に評価を行う。

— 実績評価

実績評価においては、あらかじめ設定した政策効果に着目した達成すべき目標の達成度を定期的に測定するもので

2 (同右)

3 (同右)

第4 政策効果の把握に関する事項

(同右)

1 実績評価における政策効果の把握
(同右)

あることから、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うとともに、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。政策分野の特性等に応じて、効率性等の観点からの評価も行う。

総合評価

- 総合評価においては、時々的重要課題について様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、課題の特性に応じ、必要性、有効性、効率性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

事業評価

- 事業評価については、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるか、目標に対する達成見込みは十分か、他の政策より優先して実施されるべきか、費用負担が公平かなど、必要性、効率性、有効性、優先性、公平性の観点を中心に評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握にあたっては、その定量的な把握を基本とし、簡易な手法を含め、多様な手法の活用に取り組む。政策効果を把握する手法が開発されていない場合には、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものの、客観的な情報・データや事実を用い、その客観的かつ厳格な実施の確保を図る。なお、政策効果の把握に関する手法は、未だ十分確立されていないことに鑑み、試行錯誤を恐れず実施するとともに、常に改善に努める。

また、補助事業等事業実施主体が国でない政策については、国が評価を行うにあたり、政策効果の把握について事業実施主体等の協力を得る必要がある。その場合、必要な情報・データ等の収集・報告の方法等を一連の事業実施手続きに組み込むなど、効率的・効果的な政策効果の把握に努めるとともに、関係者の理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

1 実績評価における政策効果の把握
実績評価においては、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

(1) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画その他農林水産行政の基本となる計画等の進捗状況を見ることを旨とする。すなわち、政策体系を明らかにした政策分野を設定することとし、基本法、基本計画等に基づいて、政策分野の目指すべき姿と目標を設定し、それらの目標に照らした政策効果の把握を行うことを基本とする。

(2) 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか(アウトカム)に基づいた定量的な目標の設定を基本とする。

しかしながら、政策によっては、

ア そもそも定量的な目標になじまないもの

イ 上位目標であるアウトカムを達成するために、中間的な目標が存在するものやアウトカムの把握に時間を要するもの

ウ 定量的なアウトカムの目標は存在するものの外部要因による影響が大きく、その目標では当該分野の政策の有効性等を評価するのに適当と考えられないもの

がある。このため、政策の特性に照らして最も適切かつ効果的な評価を行うために不可欠な場合には、定性的な目標設定、アウトカム目標を補完する目標設定、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供したか(アウトプット)に着目した目標設定等を行うことができる。

(3) 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策のうち当省関係の政策で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、当該政策と実績評価における政策分野や目標等との関係を適切に示すとともに、その手段を提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことに留意する。

(4)(同右)

2 総合評価における政策効果の把握
(同右)

3 公共事業の事業評価における政策効果の把握
(削除)
(同右)

(1) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画等、農林水産行政の基本となる計画等の進捗状況を見ることを旨とする。基本法・基本計画等に基づいた目標の設定を行い、それらの目標に照らした定量的な政策効果の把握を行うことを基本とする。

(2) 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか(アウトカム)に基づいた目標の設定を基本とする。上位目標であるアウトカムを達成するために、中間的な目標が存在する場合やアウトカムの把握に時間を要するなどの場合、アウトカム目標を補完する目標を設定し、政策効果の把握を行うことができる。

(3) 政策効果の把握に当たっては、要因分析を十分に行うため、目標値以外の関連情報の収集にも努める。

2 総合評価における政策効果の把握
総合評価については、課題ごとに評価の目的や評価の対象とする政策の特性が異なることから、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行うものとする。

3 事業評価における政策効果の把握
< 公共事業 >
公共事業の事業評価については、以下の点に留意しながら

(1)(同右)

(2)(同右)

(3)(同右)

4 研究開発の事業評価における政策効果の把握

(同右)

(1)(同右)

(2) 期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。

(3) 終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発のあり方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、研究効果を把握する。

第5 政策評価の実施体制に関する事項

(同右)

政策効果の把握を行う。

(1) 事前の評価については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

(2) 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、政策効果を把握する。

(3) 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業のあり方の検討、事業評価手法の改善等を行う観点から、政策効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の基礎となった要因の変化等について点検し、政策効果を把握する。

< 研究開発 >

研究開発の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

(1) 事前の評価については、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、研究開発課題決定前の段階において、研究の科学的・社会的意義、目標設定、研究計画、実施体制等の妥当性について把握する。その際、費用対効果分析その他の定量的な手法により効果の把握が不可能な場合においては、定性的に把握する手法を用いる。

(2) 期中の評価については、研究課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。

(3) 事後の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発のあり方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、研究効果を把握する。

第5 政策評価の実施体制に関する事項

農林水産省が行う全ての政策評価について、大臣官房企画評

政策評価組織

政策評価総括組織	
大臣官房	企画評価課
各局庁の政策評価担当課	
大臣官房 (国際部) (統計部)	環境政策課 国際政策課 統計企画課
総合食料局 消費・安全局	食料企画課 消費・安全政策課
生産営局	総務課
農村振興局	経営政策課
農林水産技術会議事務局	農村政策課
林野庁	技術政策課
水産庁	企画課 企画課

1 実績評価

(1) 評価実施主体
(同右)

(2) 目標及び政策手段の設定
ア(同右)

イ 政策分野を主管する課(以下「政策分野主管課」という。)は、当該政策分野に係る課と調整の上、政策評価結果書を作成し、政策評価担当課に提出する。政策評価結果書の様式は、大臣官房企画評価課長が定める。政策評価結果書においては、食料・農業・農村基本計画等の上位計画に

評価課は、政策評価総括組織としてこれを総括し、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価を総括するものとする。

政策評価組織

政策評価総括組織	
大臣官房	企画評価課
各局庁の政策評価担当課	
大臣官房 (国際部) (統計部)	情報課 環境政策課 国際政策課 統計企画課
総合食料局 消費・安全局	食料企画課 消費・安全政策課
生産営局	総務課
農村振興局	経営政策課
農林水産技術会議事務局	農村政策課
林野庁	技術政策課
水産庁	企画課 企画課

1 実績評価

1 評価実施主体
実績評価は、大臣官房企画評価課の総括の下、各局庁の政策評価担当課が実施する。

2 目標及び政策手段の設定
(1) 大臣官房企画評価課は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、政策評価担当課と調整の上、政策分野を定める。
(2) 政策分野を主管する課(以下「政策分野主管課」という。)は、当該政策分野に係る課と調整の上、政策評価シートを作成し、政策評価担当課に提出する。政策評価シートの様式は、大臣官房企画評価課長が定める。政策評価シートにおいては、食料・農業・農村基本計画等の上位計画に

則し、政策分野の目指すべき姿、目指すべき姿に則した目標、目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等の政策手法を明らかにする。なお、目標の設定に当たっては、定量的なアウトカム目標の設定を基本とするが、必要がある場合は、定性的な目標、主たる目標を補完する指標、アウトプットに着目した目標設定等を行うことができる。

ウ 各局庁の政策評価担当課は、イにより提出された政策評価結果書について、次の観点から審査し、大臣官房企画評価課に提出するものとする。

設定された目標及び目標値が当該局庁の所掌する政策分野の目指すべき姿に照らして妥当か

政策手段について、目標と政策手段との関係が適切か、当該局庁の所掌する政策分野相互の整合性がとれているか等

エ 大臣官房企画評価課は、ウにより提出された政策評価結果書について、次の観点から審査する。

食料・農業・農村基本計画等、農林水産行政の上位計画に則しているか

国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する効果（アウトカム）を具体的に表しているか

国民に分かりやすいものとなっているか

農林水産省における政策分野相互の整合性がとれているか等

オ 大臣官房企画評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、エにより審査した政策評価結果書を農林水産省として取りまとめ、決定・公表する。

(3) 評価の実施

ア (同右)

イ 政策分野主管課は、目標値に対する実績値及び達成状況、このような達成状況になった要因の分析、改善・見直しの方向等を政策評価結果書に記入し、その実績値を算出するための統計数値及び推計の前提条件等を添えて、原則として1月に各局庁の政策評価担当課に提出する。

ウ 各局庁の政策評価担当課は、イにより提出された政策評価結果書について、実績値の把握方法が妥当かどうか、目標に対する政策手段の有効性等要因の分析が妥当かどうか、コメントの内容が妥当かどうか等を審査した上で、評価を

則し、関係者が取り組むべき課題を明らかにするとともに、当該政策分野の目標となるべき課題全般について定量的指標、必要がある場合は主たる目標を補完する指標を設定する。

(3) 各局庁の政策評価担当課は、(2)により提出された政策評価シートについて、次の観点から審査し、大臣官房企画評価課に提出するものとする。

設定された目標及び目標値が当該局庁の所掌する政策分野に照らして妥当か

政策手段及び関係者が取り組むべき課題について、当該局庁の所掌する政策分野相互の整合性がとれているか等

(4) 大臣官房企画評価課は、(3)により提出された政策評価シートについて、次の観点から審査する。

食料・農業・農村基本計画等、農林水産行政の上位計画に則しているか

国民生活、社会経済、農林水産業又は農山漁村に対する効果（アウトカム）を具体的に表しているか

国民に分かりやすいものとなっているか

農林水産省における政策分野相互の整合性がとれているか等

(5) 大臣官房企画評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、政策分野・目標設定の考え方を明らかにした文書及び(4)により審査した政策評価シートを農林水産省として取りまとめ、決定・公表する。

3 評価の実施

(1) 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して大臣官房企画評価課が定める。

(2) 政策分野主管課は、目標値に対する実績値及び目標値に対する達成度合並びにこのような達成度合になった要因の分析等を政策評価シートに記入し、その実績値を算出するための統計数値及び推計の前提条件等を添えて、原則として1月に各局庁の政策評価担当課に提出する。

(3) 各局庁の政策評価担当課は、(1)により提出された政策評価シートについて、実績値の把握方法が妥当かどうか、コメントの内容が妥当かどうか等を審査した上で、評価を実施し、政策評価結果書を作成する。

実施し、政策分野全体についての総合的な所見を政策評価結果書に記入する。

エ 各局庁の政策評価担当課は、政策評価結果書に評価の際に使用した統計数値及び推計の前提条件等を添えて、原則として3月に大臣官房企画評価課に提出する。

オ 大臣官房企画評価課は、エにより提出された政策評価結果書について、客観性が確保されているか、評価結果が妥当かどうか等を審査する。

カ 評価の実施に当たっては、有効な改善方向の提示に資するよう十分な要因分析を行うこととする。

定量的な目標については、次の表に定めるところにより、目標に対する達成度合に応じてランク分けを行うこととし、その際、単に達成度の数値の高低にのみ拘泥することなく評価を行うものとする。ただし、目標の特性等により、達成度合のランク分けの設定を変更することができる。

なお、150%を超える達成度合となった政策分野については、特に効率性の観点も含め、総合的に評価を行うこととし、過剰な達成による負の影響がないことが明らかなものを除き、達成状況によるランク分けを原則行わない。

また、目標が達成されないなど問題のある施策等については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策等を構成する個々の事務事業にまで掘り下げた分析・検証を行う。また、分析・検証の際には、必要性等の観点からの評価も踏まえ、当該手段の廃止も含めた抜本的検討を行うものとする。

ランク	達成度合	評価
A	90%以上	概ね有効
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要である

(4) 各局庁の政策評価担当課は、政策評価シート及び(2)により作成した政策評価結果書に、評価の際に使用した統計数値及び推計の前提条件等を添えて、原則として3月に大臣官房企画評価課に提出する。

(5) 大臣官房企画評価課は、(3)により提出された政策評価シート及び政策評価結果書(第8の(1)の農林水産省政策評価会において重点的に意見を聴取する政策分野に係るものに限る。)について、客観性が確保されているか、評価結果が妥当かどうか等を審査する。

(6) 評価の実施に当たっては、次の表に定めるところにより、目標に対する達成度合に応じてランク分けを行い、有効性及び必要性の観点から評価する。その際、単に達成度の数値の高低にのみ拘泥することなく、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行うこととする。

なお、150%を超える達成度合となった政策分野については、特に効率性の観点も含め、総合的に評価を行うこととし、過剰な達成による負の影響がないことが明らかなものを除き、達成度合によるランク分けを原則行わない。

また、有効性に問題があるとされた政策手段(達成ランクCの政策手段)については、十分な要因分析を行った上で、必要性等の観点からの評価も踏まえ、廃止も含めた抜本的検討を行うものとする。

ランク	達成度合	評価
A	90%以上	概ね有効
B	50%以上90%未満	有効性の向上が必要である

C	50%未満	有効性に問題がある
---	-------	-----------

(注) 初年度から目標年度までの間に実施する実績評価に当たっての達成度合は、当該年度における目標値を算出設定した上で、当該年度の目標値から基準値(達成度合を測るに当たっての起点となる値)やすう勢値を差し引いた値と、当該年度の実績値から基準値やすう勢値を差し引いた値との差を比較することを基本とする。

定性的な目標についても、客観的な透明性のある評価を行うよう、あらかじめ目標の達成状況を判定する基準や、参照すべき統計等のデータ等を明らかにして行うものとする。

キ 大臣官房企画評価課は、必要に応じ、パブリックコメントに付した上で、原則として7月に、政策評価結果書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。

2 総合評価

(1) 評価実施主体
(同右)

(2) 実施の考え方
総合評価については、時々課題に対応して、主として次に掲げる課題について、実施する。

ア(同右)

イ(同右)

ウ(同右)

エ(同右)

C	50%未満	有効性に問題がある
---	-------	-----------

(注) 初年度から目標年度までの間に実施する実績評価に当たっての達成度合は、当該年度における目標値を算出設定した上で、すう勢とのかい離を比較することを基本とする。

(7) 大臣官房企画評価課は、原則として7月に政策評価結果書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で公表する。

総合評価

1 評価実施主体
総合評価は、大臣官房企画評価課の総括の下、課題に応じて適切な実施体制を整備して行う。

2 実施の考え方
総合評価については、時々課題に対応して、主として次に掲げる課題について、実施する。なお、大臣官房企画評価課は、政策評価担当課及び調整部局(予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。以下同じ。)と協議の上、以下の から に該当する課題であるかを判断する具体的な基準を作成することとする。

— 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの

— 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの

— 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの

— 従来政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの

オ（同右）

（３）評価の実施

ア 毎年度に総合評価を実施する課題は実施計画において示す。

イ 各課題の総合評価を担当する部局は、課題の内容に応じて適切な実施体制を整備することとし、大臣官房企画評価課と連携しつつ、関係部局と協力して総合評価を実施する。実施に複数年を要する課題にあつては、評価に必要なデータの集計等評価の進捗状況を踏まえつつ、各年度ごとの成果を示すことを原則とする。なお、総合評価は手法として未確立であることから、総合評価の実施と平行して、必要に応じ評価手法の開発を行う。その他総合評価の実施に関しては、別に定めるところによる。

３ 公共事業の事業評価

（削除）

（１）（同右）

（２）（同右）

（３）評価手順の設定

ア 事業主管課は、事業評価に係る要領等を定め、以下の事項と合わせ、毎年度、政策評価担当課に提出する。

（削除）

―（同右）

―（同右）

―（同右）

― 評価を実施してから長期間が経過したもの

３ 評価の実施

（１）大臣官房企画評価課は、総合評価の対象となると見込まれる課題、総合評価を担当する課、関係課等を記載した総合評価実施中期計画を作成する。また、毎年度に総合評価を実施する課題は実施計画において示す。

（２）各課題の総合評価を担当する部局は、課題の内容に応じて適切な実施体制を整備することとし、大臣官房企画評価課と連携しつつ、関係部局と協力して総合評価を実施する。実施に複数年を要する課題にあつては、各年度ごとの成果を示すことを原則とする。なお、総合評価は手法として未確立であることから、総合評価の実施と平行して、必要に応じ評価手法の開発を行う。その他総合評価の実施に関しては、実績評価に関する規定を準用する。

事業評価

― <公共事業>

１ 評価実施主体

公共事業の事業評価は、大臣官房企画評価課の総括の下、各事業ごとに事業を主管する課（以下「事業主管課」という。）が各事業の評価を総括する。

２ 評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては、実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

３ 評価手順の設定

（１）事業主管課は、

― 事業評価に係る要領等（事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領）

― 事業の評価実施主体（例：当該主管課、地方農政局）

― 当該事業の評価に係る主要な予定及び前年実績

― 当該年度に事業評価を行う実施地区名等

ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領を提出する。

イ (同右)

(4) 評価の実施

ア (同右)

イ 事業主管課は、企画評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果決定手続きを経た上で公表する。なお、公表の時期は別に定める。

4 研究開発の事業評価

(1) (同右)

(2) 評価手順の設定

ア 農林水産技術会議は、事業評価に係る要領等を定め、農林水産技術会議事務局は、当該要領等を以下の事項と合わせ、毎年度、企画評価課に提出する。

(削除)

— (同右)

— (同右)

— (同右)

ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領を提出する。

イ (同右)

を毎年度、政策評価担当課に提出する。

(2) 政策評価担当課は、事業評価に関する作業予定についてあらかじめ調整を行い、要領等を企画評価課に提出する。企画評価課は、政策評価法との整合を図るほか、省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

4 評価の実施

(1) 事業主管課は、評価結果案を取りまとめ、政策評価担当課を通じて、企画評価課に提出する。企画評価課は、政策評価法との整合性、省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

(2) 事業主管課は、企画評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果決定手続きを経た上で公表する。

< 研究開発 >

1 評価実施主体

研究開発の事業評価は、農林水産技術会議が行う。その際、大臣官房企画評価課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の事業評価の庶務を処理する。

2 評価手順の設定

(1) 農林水産技術会議事務局は、農林水産技術会議が実施する研究開発の評価に関し、以下の事項についてとりまとめ、企画評価課に提出する。

— 研究開発の評価に係る要領

— 評価対象研究開発の主管課

— 研究開発の評価に係る主要な予定及び前年実績

— 当該年度に評価を行う評価対象研究開発

(2) 企画評価課は、政策評価法との整合を図るほか、省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から評価に係る要領について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(3) 評価の実施

ア(同右)

イ 農林水産技術会議事務局は、企画評価課の審査を経た後、農林水産省として評価結果の決定手続きを経た上で公表する。なお、公表の時期は別に定める。

(削除)

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、事前評価として、公共事業の事業評価及び研究開発の事業評価を実施する。

1 公共事業の事業評価

(1) 評価の対象

(削除)

法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(以下「施行令」という。)第3条により評価を義務づけられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。

なお、地域再生基盤強化交付金、村づくり交付金、里山エリア再生交付金及び漁村再生交付金に係る事業については、法第9条により評価を義務づけられた個々の公共事業に当たらないため、事後評価を含めた公共事業の事業評価

3 評価の実施

(1) 農林水産技術会議事務局は評価結果案を取りまとめ、企画評価課に提出する。企画評価課は、政策評価法との整合性、省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

(2) 農林水産技術会議事務局は、企画評価課の審査を経た後、農林水産省として評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

(3) その他の本省各局庁等において研究開発の評価を行う場合にあっては、本計画の記述に準じて行う。

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省では、公共事業及び研究開発に係る事前評価について、これまで、政策評価法により評価を義務づけられていない政策についても評価を実施していることから、本基本計画の下でも、引き続き政策評価法による義務づけ対象外の政策も含めて評価を行うこととする。評価の実施に当たっては、法により評価を義務づけられた政策について重点的に評価を行うなど、効率的・効果的な評価の実施に努めるものとする。

なお、当省所管の政府開発援助事業は基幹的なインフラの整備を行うような大規模なプロジェクトではなく、また、未だ評価手法が開発されていないことから、法第9条及び施行令第3条により評価を義務づけられる対象とはされていないが、今後、評価手法の開発に努めるものとする。

公共事業の事前評価

1 評価の対象

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除くすべての農林水産公共事業を対象とする。

(1) 法第9条及び施行令第3条により評価を義務づけられた評価

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く全ての農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業

の対象としない。

(削除)

(2) 実施時期

新たに事業を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書の財務省への提出時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

ア(同右)

イ(同右)

(同右)

(同右)

効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、同一の効果についての重複計測は、排除する。

(同右)

(同右)

ウ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善にあたっては、第8で定める各局庁専門部会等を活用する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

法第9条及び施行令第3条により評価を義務づけられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題を対象とする。

また、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ

(2) 農林水産省が自主的に行う評価

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く全ての農林水産公共事業のうち、(1)による政策評価対象とならない事業

2 取組方針

(1) 費用対効果分析その他の手法により、事業効果を定量的に測定・把握することとする。

(2) その際、特に以下の事項に留意し、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比等をもって表示する。

効果は可能な限り貨幣化する。

効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用するものとし、同一の効果についての重複計測は、排除する。

費用及び効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行う。

評価の対象期間は、事業の整備対象施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して設定する。

(3) 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善にあたっては、第8で定める各局庁専門部会等を活用するものとする。

研究開発の事前評価(プロジェクト評価)

1 評価の対象

(1) 法第9条及び施行令第3条により評価を義務づけられた評価

独立行政法人に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて実施される都道府県又は民間機関等の試験研究機関における個々の研究開発課題のうち事業費10億円以上の費用を要するもの

効果的に研究を推進のための研究制度（以下「研究制度」という。）も対象とする。

（削除）

（２）実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書の財務省への提出時までに評価を実施する。

（３）取組方針

ア（同右）

イ（同右）

研究の科学的、社会的・経済的意義

投入される研究資源の妥当性

研究計画・実施体制の妥当性

目標の妥当性・達成可能性

研究計画の妥当性、達成可能性

成果の取り扱い

（削除）

第 7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価並びに公共事業の事業評価及び研究開発の事業評価を実施する。

（２）農林水産省が自主的に行う評価

個々の研究開発課題のうち、（１）による政策評価対象とならない研究課題

2 取組方針

（１）研究開発の効果を定量的に把握することを原則とする。

（２）その際、特に以下の事項に留意し、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

課題の新規性・創造性、産業研究としての重要性、緊急性、目標の明確性・達成可能性等を踏まえ、評価を行う。

研究計画の妥当性、達成可能性等を踏まえ、評価を行う。

— その他の研究開発関連の事前評価

プロジェクト研究等に対する評価の他、農林水産技術会議は、農林水産研究開発に関して、産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度についての評価（研究制度評価）を実施する。

第 7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価、期中及び完了後の事業評価を実施する。ただし、法第 7 条第 2 項第 2 号及び施行令第 2 条の規定により事後評価を義務づけられた以下の政策については、農林水産省が自主的に行う政策と区分して実施することとする。

— 政策決定後 5 年を経過してもなお未着手の政策

— 政策決定後 10 年を経過してもなお未了の政策

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、法第7条第2項第3号に区分される評価として、総合評価に準じて、適切に実施する。

1 実績評価
(1) 評価の対象
(同右)

(2) 取組方針
ア (同右)

イ (同右)

ウ (同右)

エ (同右)

オ (同右)

カ (同右)

2 総合評価
(同右)

3 公共事業の事業評価
事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、法第7条第2項第3号に区分される評価として、総合評価に準じて、適切に実施する。

実績評価
1 評価の対象
実績評価の対象は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべてを政策分野に分類することを基本とし、政策分野の名称は、実施計画において示すこととする。

2 取組方針
(1) 農林水産省の使命、政策目標が、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及びこれらに基づく基本計画により与えられていることに鑑み、これら基本法・基本計画の進捗状況を見ることを旨とし、これらに基づいた目標の設定等を行う。

(2) 施策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか(アウトカム)に基づいた政策評価を行うことを旨とする。

(3) 全政策分野について、Plan、Do、Seeのサイクルを全省的に徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

(4) 職員の意識改革をより有効に図るため、自己評価を基本とし、第三者等の意見を聴くことにより客観性の確保等を図る。また、資料等の公開を積極的に行うことにより、透明性を確保する。

(5) 評価結果については、単に数値の高低のみに拘泥することなく、より有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因分析を行う。

(6) 評価手法等については、十分確立されていないことに鑑み、試行錯誤を恐れず実施するとともに、常に改善に努める。

総合評価
総合評価の対象となる課題は、実施計画において示すこととする。

事業評価
＜公共事業の期中、完了後の評価＞

(1) 期中の評価

ア 評価の対象及び実施時期

原則として、法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務づけられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、以下の時期に実施する。

未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点

未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点

対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた事業については、適切な時期に評価を実施することができる。

イ 取組方針

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の評価項目について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定する。

— (同右)

(2) 完了後の評価

ア 評価の対象

原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。ただし、完了後の評価が法により義務づけられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

イ 実施時期

1 評価の対象

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除くすべての農林水産公共事業を対象として、期中及び完了後の評価を行う。

2 取組方針

(1) 期中の評価

— 実施時期

原則として、事業採択後5年を経過した時点で継続中である事業実施地区について、5年ごとに実施するものとする。

— 評価手法

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の評価項目について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定するものとする。

(ア) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

(イ) 農林水産業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化

(ウ) 事業の進捗状況

(エ) 関連事業の進捗状況

(オ) 地元(受益者、地方公共団体等)の意向

(カ) 事業コスト縮減等の可能性

(キ) 代替案の実現可能性(上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。)

(2) 完了後の評価

— 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、これ以外の時期においても、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた場合には、実施する。

ウ 取組方針

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程等を踏まえ、以下の視点について事業の特性に応じた評価項目を設定し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- (同右)
- (同右)
- (同右)
- (同右)
- (同右)
- (同右)

4 研究開発の事業評価

事後評価として、期中の評価及び終了時の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象及び実施時期

原則として、法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務づけられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題を対象とし、以下の時期に実施する。

- 未着手の研究開発課題にあつては、研究開発課題の採択から未着手のまま5年を経過した時点
 - 未了の研究開発課題にあつては、研究開発課題の採択から未了のまま10年を経過した時点
 - 対象となる研究開発課題が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと
- ただし、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた研究開発課題については、適切な時期に評価を実施することができる。

なお、研究制度についても、研究開発課題と同様に評価

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施するものとする。ただし、これ以外の場合においても、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた場合には、実施するものとする。

評価手法

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程等を踏まえ、以下の視点について事業の特性に応じた評価項目を設定し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価するものとする。

- (ア) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (イ) 事業効果の発現状況
- (ウ) 事業により整備された施設の管理状況
- (エ) 事業実施による環境の変化
- (オ) 社会経済情勢の変化
- (カ) 今後の課題等

<研究開発評価（プロジェクト評価）>

プロジェクト研究等に対する事後評価として、期中の評価（中間評価）、終了時の評価を行う。

1 評価の対象

独立行政法人に委託して実施するプロジェクト研究等及び国費の支出を直接受けて都道府県又は民間等の試験研究機関で実施される研究開発を対象とする。

2 取組方針

(1) 評価の実施時期は、概ね、以下のとおりとする。

- 期中の評価：5年以上のプロジェクト研究課題等を対象として2～4年ごと
- 終了時の評価：プロジェクト研究等の最終年度

を実施する。

イ 取組方針
(同右)

- 研究の科学的、社会的・経済的意義
- 投入した(する)研究資源の妥当性
- 研究計画・実施体制の妥当性
- 研究計画の達成度、今後の達成可能性
- 研究成果の実績・インパクト(普及性・波及性)
- (削除)
- (削除)

- (削除)

(2) 終了時の評価

ア 評価の対象

- 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費10億円以上の研究開発課題
- 研究制度

イ 実施時期

研究開発課題及び研究制度の性質に応じ最終年度又は研究終了の翌年度に実施する。ただし、これ以外の時期においても、社会経済情勢の変化等により評価の実施主体が必要と認めた場合には実施する。

ウ 取組方針

- 終了時の評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。
- 研究の科学的、社会的・経済的意義
 - 投入した研究資源の妥当性
 - 研究計画・実施体制の妥当性
 - 研究目標の達成度

(2) 期中の評価

中間評価に当たっては、以下の評価項目について点検し、プロジェクト研究等の成果、課題全体の構成及び課題内容等について評価し、当該プロジェクト研究等の各課題の継続の可否、変更等に反映させる。

- 研究の達成度
- 投入した研究資源の効率性及び妥当性
- 研究計画の妥当性
- 研究計画の達成可能性
- 研究成果のインパクト(普及性・波及性)
- 研究の発展可能性
- 農林漁業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- 関連分野の研究開発状況

(3) 終了時の評価

終了時の評価に当たっては、達成度及び成果について締めくくり総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究課題等について検証する。

— 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

（削除）

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 （同右）

2 （同右）

3 各局庁の長は、各局庁における政策評価の適切な推進を図るとともに評価の質の向上を図るため、専門部会を開催することができる。

4 農林水産省各局庁及び地方農政局等は、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、政策評価会、専門部会又は次のような方法により、第三者等の活用を図ることができる。

(1)(同右)

(2)(同右)

(3)(同右)

(4)(同右)

5 政策評価会及び専門部会の構成及び運営等に関し必要な事項については、別に定める。

<その他の研究開発関連評価>

プロジェクト研究等に対する評価の他、農林水産研究開発に関しては以下に定める政策評価を実施する。

(1) 研究分野別評価

農林水産技術会議は、農林水産研究・技術開発戦略に沿って、同戦略に定められた研究分野ごとに、研究主体が行う技術開発の実施状況を把握し、評価を行う。

(2) 研究制度評価

農林水産技術会議は、産学官の連携、競争的環境の整備等の研究推進のための研究制度について評価を行う。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

(1) 評価の実施に関し、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、農林水産省政策評価会（以下、「政策評価会」という。）を開催するものとする。

(2) 政策評価会は、農林水産大臣が委嘱した委員により構成する。

(3) 農林水産省各局庁における政策評価の適切な推進を図るとともに評価の質の向上を図るため、各局庁専門部会を開催することができる。

(4) 農林水産省各局庁及び地方農政局等は、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、政策評価会、各局庁専門部会又は次のような方法により、第三者等の活用を図ることができる。

— 学識経験者等からの意見聴取

— 学識経験者等により構成される研究会等の開催

— 外部研究機関等の活用

— 審議会等の活用

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
(同右)

1 (同右)

2 (同右)

3 各調整部局(予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう)、事業主管課、農林水産技術会議事務局等は、企画評価課の審査を経たのち、評価結果の反映状況を、農林水産省としての決定手続きを経て、公表する。

4 (同右)

5 また、政策評価を適切に政策に反映するよう、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

1 (同右)

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価の結果の政策への反映にあたっては、概算要求等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。

(1) 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況調書案を作成する。

(2) 大臣官房企画評価課は、調書案について審査する。大臣官房企画評価課長は、必要に応じて調整部局、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局等からヒアリングを行うものとする。

(3) 各調整部局、事業主管課、農林水産技術会議事務局等は、企画評価課の審査を経たのち、評価結果の反映状況を、農林水産省としての決定手続きを経て、公表する。

(4) なお、事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発のあり方の検討等を含むものとする。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

(1) 政策評価に関する公表は、農林水産省ホームページへの掲載、窓口での配布、広報拠点への据え置き、報道発表等、国民が容易に公表内容入手できる方法で行うものとする。

2 (同右)

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

(1) (同右)

(2) 大臣官房企画評価課は、各局庁の政策評価担当課、政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施する。

その際、農林水産政策研究所は、大臣官房企画評価課の監督の下、効率的・効果的な政策評価に資する評価手法の開発など政策評価に関する調査研究について積極的に取り組むものとする。

(同右)

(削除)

(2) 評価結果の公表に当たっては、政策評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見も併せて公表する。

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

(1) 我が国においては、未だ政策評価の実施手法が確立されていないことに鑑み、政策評価については、今後、試行錯誤を恐れずに評価を実施し、よりよい内容に改めていくものとする。

(2) 大臣官房企画評価課は、各局庁の政策評価担当課、政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施するものとする。

政策目的により合致した定量的目標の設定
個々の政策手段ごとの効果の定量的な把握など、政策分野の特性により適した評価手法等の開発
政府全体で行う政策評価との整合性の確保
事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価結果の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の事業評価に係る手法の改善
研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについてそのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善

その際、農林水産政策研究所は、大臣官房企画評価課の監督の下、効率的・効果的な政策評価に資する評価手法の開発など政策評価に関する調査研究について、スケジュールを定め、積極的に取り組むものとする。

また、評価手法等の改善を検討するに当たっては、寄せられる国民の意見を踏まえるほか、政策評価会を活用するなどにより行う。

(3) 上記に定めるほか、評価手法が未開発であるとの理由から、事前又は事後の評価を実施していない非公共事業、政府開発援助などの政策については、以下の定めにより、評価手法の開発段階に応じて、試行的実施又は試行的実施を旨とした手法開発に取り組むこととする。

- 2 評価書の作成及び政策評価結果の反映状況の通知
 法第10条に規定する評価書を作成し、また、法第11条に規定する政策への反映状況の通知を行う際には、評価結果又は政策への反映状況を迅速かつ分かりやすく国民に周知できるよう、大臣官房企画評価課は必要な手続きを定める。
- 3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
 (同右)

また、農林水産省政策評価基本計画、農林水産省政策評価実施計画その他農林水産省政策評価の基本となる計画、要領等を策定・改定するに当たっては、政策に係る意見・情報の募集を行う。

各局庁の政策評価担当課は、各局庁が所管する事業ごとに、以下の事項を企画評価課に報告する。

(ア) 事業主管課

(1) 評価に関する現状(評価手法開発の程度、評価の実施状況等)

各局庁の事業主管課は、政策評価担当課及び大臣官房企画評価課との協議を経た上で、各事業ごとに評価手法開発のスケジュール目標を設定する。個別事業に関する評価手法の開発に当たって、大臣官房企画評価課、各局庁の政策評価担当課、農林水産政策研究所は所要の協力を行うものとする。

企画評価課は、各局庁の政策評価担当課及び事業主管課から評価手法開発の進捗状況について報告を求め、調整を行う。

その他の実施手続きについては、第5の事業評価に関する規定を準用する。

- 2 評価書の作成及び政策評価結果の反映状況の通知
 法第10条に規定する評価書を作成し、また、法第11条に規定する政策への反映状況の通知を行う際には、評価結果又は政策への反映状況を迅速かつ分かりやすく国民に周知できるよう、大臣官房企画評価課は必要な手続きを定めるものとする。

- 3 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、農林水産省大臣官房企画評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、農林水産省の政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける電子メールアドレスを開設し、常時受け付ける。

また、農林水産省政策評価基本計画、農林水産省政策評価実施計画その他農林水産省政策評価の基本となる計画、要領等を策定・改定するに当たっては、政策に係る意見・情報の募集を行うものとする。

農林水産省政策評価の窓口

電話：03-3502-8111(内2084)

03-3502-7134(夜間直通)

(9:30~17:45)

FAX：03-3592-7695

電子メール：hyoka@nm.maff.go.jp

4 その他の事項

(1)(同右)

(2) 本基本計画に定めるもののほか、具体的な評価対象の選定基準など毎年の評価の実施の詳細については、別に定める。

(3) 公共事業又は研究開発について、本基本計画に定めるほか、評価手法、評価の実施手順等につき、総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続きについては、第5の3の公共事業の事業評価及び4の研究開発の事業評価に関する規定を準用する。

(4)(同右)

4 その他の事項

— 政策評価を効率的・効果的に機能させていくため、政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組む。

— 公共事業又は研究開発について、本基本計画に定めるほか、評価手法、評価の実施手順等につき、総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続きについては、第5の事業評価に関する規定を準用する。

— 地方農政局は、地域における実情に応じた政策評価の実施に資する観点から、食料・農業・農村基本計画等の地域ごとの進捗状況等を把握するものとし、必要な実施体制の整備に努める。